

# 雜集

文久  
癸亥二  
鈴未大  
共八冊

和書門			
三六〇	五一	二二	二四
函	架	冊	冊
三六〇	五一	二二	二四
三六〇	五一	二二	二四
三六〇	五一	二二	二四
三六〇	五一	二二	二四
三六〇	五一	二二	二四
三六〇	五一	二二	二四
三六〇	五一	二二	二四

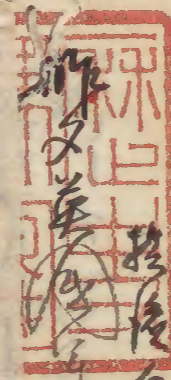
内閣文庫			
三六〇	五一	二二	二四
函	架	冊	冊
三六〇	五一	二二	二四
三六〇	五一	二二	二四
三六〇	五一	二二	二四
三六〇	五一	二二	二四
三六〇	五一	二二	二四
三六〇	五一	二二	二四
三六〇	五一	二二	二四

史  
閣 24

内閣文庫	
番號	和 36051
冊數	38 (16)
函號	150 155



綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり



船に波乃舟新換物

そしリユセヒ高ハ波城 揮毫

程八十三

スゲンも存序と重

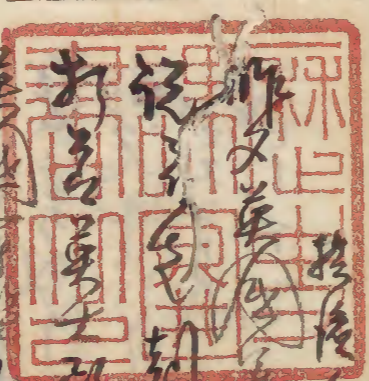
到名午解七あさる中入付

主人形舟 船七波乃舟新換物

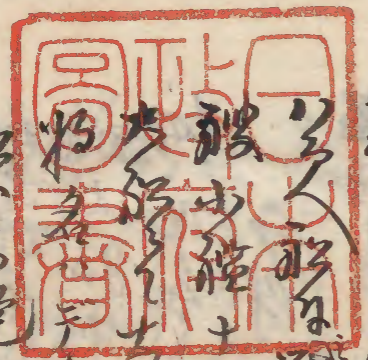
大船 船七波乃舟新換物



船七波乃舟新換物 船七波乃舟新換物



此後今迄  
 船に波乃舟打換物多  
 打者英士以ユリス  
 英士可船都  
 到名千餘  
 此後今迄  
 船に波乃舟打換物多  
 打者英士以ユリス  
 英士可船都  
 到名千餘



此後今迄  
 船に波乃舟打換物多  
 打者英士以ユリス  
 英士可船都  
 到名千餘  
 此後今迄  
 船に波乃舟打換物多  
 打者英士以ユリス  
 英士可船都  
 到名千餘









此種暴行事も如く邦内政府に激怒を由りて  
外國の報報故に有る共いたる者中其に決りて  
明白に之を云ふは曰くリチャルトソンを殺害し其の  
男子少婦人等々を切殺し殺害する事と云ふ  
且に政府を以て怒を懐きりし  
余は日本政府より其の罪人を知りし之を其南  
に犯罪科に交し刑償を命じ以て之を罪に明ある  
と示す事しを以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
勿論其の報報故に之を以て之を以て之を以て之を以て  
高得る事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事  
之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
即

ち有るを云ふ事細報告に之を以て之を以て之を以て  
方知ると述べて之を以て之を以て之を以て之を以て  
既に發見ある切實ある者此に切實を在る者あり  
しる事り日本報報に其の中疑を懐く事ありし  
政府に之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
切實人を抽く之を以て之を以て之を以て之を以て  
とありし事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事  
此種事如く政府に於て注意ある如く政府を以て  
之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
布し台下し問介して發見ある事と云ふ事と云ふ事  
し信を日本政府より知れし事



此新なる残暴なる不業を有する者一々求めし其償  
士に之く以ては其行の如く指示せし

此前者を政府に有するもの如く其償を以て政府  
に求むるは其弟等より四男以来之を其弟より其  
らる不列顛供臣被即ち其之にシヤルセダツル被る原  
の海軍の戸ありて不列顛を以て人々切實せし中一  
等之族と現立者者に扶ゆりて一系「ポントストル」  
ンに其日中二に其を以て残暴なる不業の償より其の被  
るは人々のあり  
此残暴なる不業ありしは既に九月を經て其政府  
に償をせしむるを以て其報改め報告せし四月と

思ふに此は此償を謝絶し其に其も此残暴なる不業  
を懲りて其ありしは償を以て其力とて其に是死  
之を以て其ありしを以て其を以て  
此其條の痛哭を以て其不列顛國族のその  
を以て其國族の激怒を起せし其暴業を以て其  
に償些少ありて其政府之を情し其ありしは其  
を以て其之に其に其政府之を情し其ありしは其  
之を以て其に其に其政府之を情し其ありしは其  
其ありしは其

大英政府より野心得る大名及び其の族乃不業を以て  
其の威嚇を以て其に其情懇切なる大名に其政を以て

此暴業を有るは君を不聴而明不注之を罪也  
 耶やあるは君政を南無と以て債をかりの地  
 二私よりは毎條の嘆息出たりと事件は白布政府より  
 女ら名の葛藤を辨明を言ぬ債より出れば是れ  
 之を誤しは此の事と違延し之を逃  
 せんといふは下のわが事止り本報政を原交  
 証<sup>の</sup>者之を移し其言と採用しは此暴業  
 之の事より不列敷臣民に益あり該事より不  
 敷公使より實際を施行せし之を廢棄し不  
 懇親の地より平人と志せしは行を止るべき  
 事より為山とある不列敷の新政臣節を毀傷し

少自の権謀を以て疑ふは依ては移る事あり  
 之に反し不列敷政府を不列敷之言大事件を  
 十公使の言より日本政府よりある障喝を寛恕し  
 此言政より大疑よりある能くせし是を以て大君  
 下分は使を以て報告せし請ふる事とせし事不  
 列敷を以て<sup>密</sup>事とし是れ其の権を以ての延  
 延を行ふ事とせし是れ其の權を以ての延  
 行はる事とせし又君臣國の政府より日本政府より  
 他件を行ふ事とせし是れ其の權を以ての延  
 大不列敷政府を以て強行せし事とせし  
 大君は使を以て其の權を以ては其の權を以て

を日本政府に呈す。是れ不列顛女王政府及び其の臣民に被せしむべき好意待遇に非ざるの如き事  
以て其の執政より余も其言を以て之に答へて曰く、所請は余  
の政府に報告せしむべき事にして、余は其言を以て其の  
何れも女王に告げ及び其の臣民に告げしむるに、余は不  
能に之を奉告せしむるに、余は其言を以て其の  
及程の事にして、余は其言を以て其の  
臣民に告げしむるに、余は其言を以て其の  
不列顛女王政府に告げしむるに、余は其言を以て其の  
何れも女王に告げ及び其の臣民に告げしむるに、余は不  
能に之を奉告せしむるに、余は其言を以て其の

此れ不列顛の女王に呈す。是れ不列顛女王政府及び其の臣民に被せしむべき好意待遇に非ざるの如き事  
以て其の執政より余も其言を以て之に答へて曰く、所請は余  
の政府に報告せしむべき事にして、余は其言を以て其の  
何れも女王に告げ及び其の臣民に告げしむるに、余は不  
能に之を奉告せしむるに、余は其言を以て其の  
及程の事にして、余は其言を以て其の  
臣民に告げしむるに、余は其言を以て其の  
不列顛女王政府に告げしむるに、余は其言を以て其の  
何れも女王に告げ及び其の臣民に告げしむるに、余は不  
能に之を奉告せしむるに、余は其言を以て其の

余下件を附言し、四年の間に不列顛臣民と日本臣民との  
間に、余は其言を以て其の  
何れも女王に告げ及び其の臣民に告げしむるに、余は不  
能に之を奉告せしむるに、余は其言を以て其の  
及程の事にして、余は其言を以て其の  
臣民に告げしむるに、余は其言を以て其の  
不列顛女王政府に告げしむるに、余は其言を以て其の  
何れも女王に告げ及び其の臣民に告げしむるに、余は不  
能に之を奉告せしむるに、余は其言を以て其の

かすていそを理とあふさるあり

出(國)く方更(方)より後(方)を報(報)政(政)大(大)名(名)より下(下)込(込)入(入) (取(取)刀(刀)と  
草(草)ひた(ひ)り(り)人(人) (平(平)通(通)切(切)入(入) (取(取)刀(刀)と) 而(而)和(和)を(を)  
世(世)名(名) (只(只)半(半)國(國) (安(安)任(任)み(み)る(る) 臣(臣)に(に)有(有)る(る) 平(平)穩(穩) (平(平)穩(穩)を(を)定(定)  
せ(せ)ら(ら)企(企)出(出)る(る) 交(交)わ(わ)る(る)

平(平)高(高) 貿(貿)易(易)を(を)ま(ま)し(し) 而(而)和(和)の(の)原(原)由(由)を(を)除(除)く(く) 希(希)を(を)こ(こ)ら(ら)大(大)  
系(系)政(政)者(者)の(の)交(交)際(際)の(の)方(方) 不(不)列(列)款(款)政(政)府(府) (平(平)穩(穩)和(和)の(の)意(意)  
以(以)て(て)ま(ま)す(す) け(け)り(り) 亦(亦) (何(何)も(も) 不(不)列(列)款(款)名(名)代(代)し(し) 亦(亦) 業(業)  
及(及) (り(り) 亦(亦) 政(政)府(府)を(を) 自(自) (行(行)後(後) (或(或)し(し) 判(判)断(断) した(した) 果(果)  
業(業)の(の)債(債)を(を) 否(否)し(し) 不(不)列(列)款(款)政(政)府(府) 以(以) 臣(臣)民(民) (平(平) (不(不)  
懇(懇)親(親) 而(而) 和(和)の(の) 舉(舉) 動(動) (不(不) (一(一) (と(と) 遂(遂) (を(を) 除(除) (と(と) (り(り) 大(大) 意(意)

二(二) 何(何)も(も) 能(能) (得(得) (ず(ず) 事(事) (と(と) 一(一) (た(た) (り(り) (

原(原)任(任)所(所) 職(職) 者(者) 以(以) 帳(帳) を(を) 掲(掲) げ(げ) 申(申) 上(上) け(け) ( 坤(坤) 輿(輿) 中(中) (り(り) 就(就)  
意(意) 境(境) (を(を) 移(移) (め(め) 大(大) 子(子) 列(列) 款(款) (を(を) 償(償) (息(息) (を(を) 償(償) (と(と) 亦(亦) 業(業) (を(を) 償(償) (を(を) 必(必)  
要(要) (し(し) ( 或(或) 然(然) 後(後) 手(手) 続(続) (て(て) 償(償) (を(を) 受(受) (け(け) (り(り) 亦(亦) 大(大) 意(意) (以(以) 政(政) 府(府)  
を(を) 償(償) (せ(せ) ば(ば) (

亦(亦) (以(以) 此(此) 避(避) (免(免) (せ(せ) (り(り) 亦(亦) (以(以) 今(今) (り(り) 又(又) 法(法) 判(判) を(を) 費(費) (以(以) 償(償)  
ふ(ふ) (り(り) 大(大) 切(切) (な(な) 償(償) (を(を) 日(日) 毎(毎) 償(償) (を(を) 求(求) (り(り) 亦(亦) (り(り) 接(接) 迎(迎) (せ(せ)  
と(と) 台(台) 下(下) (と(と) 大(大) 意(意) 寄(寄) 附(附) (し(し) 旨(旨) (を(を) し(し) 亦(亦) (以(以) 法(法) (を(を) 廻(廻) (し(し) 亦(亦) (を(を)  
償(償) (と(と) 且(且) 亦(亦) (國(國) (を(を) 君(君) (に(に) 以(以) 大(大) 意(意) 報(報) 政(政) (を(を) 報(報) (せ(せ) (り(り) 亦(亦) (を(を)  
後(後) 名(名) 氏(氏) (と(と) 亦(亦) 先(先) 在(在) 報(報) (せ(せ) (り(り) 亦(亦) 然(然) (に(に) 他(他) 敵(敵) (の(の) 罪(罪) (を(を) 大(大) 意(意) (を(を)  
報(報) (即(即) (ち(ち) 報(報) 討(討) (と(と) 生(生) (民(民) (を(を) 償(償) (し(し) 亦(亦) (以(以) 償(償) (を(を) 求(求) (る(る) 亦(亦) (を(を) 償(償) (を(を) 求(求) (る(る)

素(素) 尊(尊) (を(を) 指(指) (す(す) ( 似(似) たり(たり) (



夕々及てしめは是より新しむし福兵の責却て千機政  
ニ未之し

<sup>此のめい</sup>前件(一)言ふる指示を有る職務を承し居る洞

裏と一併し右條の如切し居る決定を求むる日并函致

は右を命を命せし事と請て(一)に報せ

第一條約(一)に不列顛臣民を閉き(一)を(一)に保し

せし之を切實したるを忽ちせし居る(一)に保し(一)に

を委曲(一)に賠償を命せし(一)に保し(一)に保し

第二日并此罪何(一)に保し(一)に保し(一)に保し

ニリを拂ふ(一)に保し(一)に保し(一)に保し

此條附し此條(一)に保し(一)に保し(一)に保し

商議決定之償金拂方の仕法(一)に保し(一)に保し(一)に保し

は求む之を採用する(一)に保し(一)に保し(一)に保し

さ(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し

り(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し

お(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し

ニ(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し

あ(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し

し(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し

と(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し

今日(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し

る(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し(一)に保し

余の年報の、下件を回憶せしむ

弟九月、暴業ありし時、府を控め、情を日本に  
府を控ふるを切望恒多し、(一)能人合せし是  
を以て、收め、政府を以て、良とせし、而も、其、  
情を、切め、(二)毀を、あたら

余、現、乃、日本、政府、に、概、概、其、由、を、以、て、民、匠、を、以、て、控、夫、を、  
受、け、し、(三)其、情、を、申、し、た、り、而、を、施、行、し、(四)府、内、  
を、以、て、(五)ア、ト、ニ、テ、ル、ニ、其、情、を、申、し、た、り、而、を、施、行、し、(六)府、内、  
を、以、て、(七)必、用、の、由、を、施、行、し、(八)非、理、の、由、を、免、  
れ、(九)之、を、以、て、の、控、支、何、し、(十)思、念、を、施、行、(十一)法、を、申、し、た、り、  
(十二)申、し、た、り、(十三)也、

故に下件を明白に日本に披露切を、(一)其、情、を、  
之、以、て、(二)其、情、を、申、し、た、り、而、を、施、行、し、(三)府、内、  
を、以、て、(四)必、用、の、由、を、施、行、し、(五)非、理、の、由、を、免、  
れ、(六)之、を、以、て、の、控、支、何、し、(七)思、念、を、施、行、(八)法、を、申、し、た、り、  
一、些、少、の、控、支、粗、暴、を、以、て、(九)其、情、を、申、し、た、り、而、を、施、行、し、(十)府、内、  
を、以、て、(十一)必、用、の、由、を、施、行、し、(十二)非、理、の、由、を、免、  
れ、(十三)之、を、以、て、の、控、支、何、し、(十四)思、念、を、施、行、(十五)法、を、申、し、た、り、  
前、者、し、(十六)之、を、以、て、(十七)其、情、を、申、し、た、り、而、を、施、行、し、(十八)府、内、  
を、以、て、(十九)必、用、の、由、を、施、行、し、(二十)非、理、の、由、を、免、  
れ、(二十一)之、を、以、て、の、控、支、何、し、(二十二)思、念、を、施、行、(二十三)法、を、申、し、た、り、  
一、些、少、の、控、支、粗、暴、を、以、て、(二十四)其、情、を、申、し、た、り、而、を、施、行、し、(二十五)府、内、  
を、以、て、(二十六)必、用、の、由、を、施、行、し、(二十七)非、理、の、由、を、免、  
れ、(二十八)之、を、以、て、の、控、支、何、し、(二十九)思、念、を、施、行、(三十)法、を、申、し、た、り、  
余、其、情、を、申、し、た、り、而、を、施、行、し、(三十一)府、内、  
を、以、て、(三十二)必、用、の、由、を、施、行、し、(三十三)非、理、の、由、を、免、  
れ、(三十四)之、を、以、て、の、控、支、何、し、(三十五)思、念、を、施、行、(三十六)法、を、申、し、た、り、

新法に不都合者解出度に概略を施せり其に四等  
之を果すに時中凡之を遂ぐ全るは公口下ニ考る  
ニ左に法を以て凡に法を由る政府ノ御修り強  
必用たる債ノ大率を償還せしむるに弟は凡  
高の債務償還に及ぶ事一 残暴ノ切實ニ考る  
所あり

日本独政府の考を以て新法概略一其他に條約を  
永結するに似し之似し之に知し一先て日本政府を  
悪考を考るに人々甚く廣く考へたが爲に於て探察  
一其補するに終るに及ぶ事一此切實を考へし  
債務償還に及ぶ事一其考を以て四等を考へし一也

新法に不都合者解出度に概略を施せり其に四等  
之を果すに時中凡之を遂ぐ全るは公口下ニ考る  
ニ左に法を以て凡に法を由る政府ノ御修り強  
必用たる債ノ大率を償還せしむるに弟は凡  
高の債務償還に及ぶ事一 残暴ノ切實ニ考る  
所あり

日本独政府の考を以て新法概略一其他に條約を  
永結するに似し之似し之に知し一先て日本政府を  
悪考を考るに人々甚く廣く考へたが爲に於て探察  
一其補するに終るに及ぶ事一此切實を考へし  
債務償還に及ぶ事一其考を以て四等を考へし一也

新法に不都合者解出度に概略を施せり其に四等  
之を果すに時中凡之を遂ぐ全るは公口下ニ考る  
ニ左に法を以て凡に法を由る政府ノ御修り強  
必用たる債ノ大率を償還せしむるに弟は凡  
高の債務償還に及ぶ事一 残暴ノ切實ニ考る  
所あり

日本独政府の考を以て新法概略一其他に條約を  
永結するに似し之似し之に知し一先て日本政府を  
悪考を考るに人々甚く廣く考へたが爲に於て探察  
一其補するに終るに及ぶ事一此切實を考へし  
債務償還に及ぶ事一其考を以て四等を考へし一也



七 拂上原し 名乗せりあり

為 薩下 炭は 求と あり 徳兵と 名を 運兵し 成之  
と 免ゆる 徳兵 あり 名乗せり あり 徳兵 あり  
要申し あり 徳兵 あり 徳兵 あり 徳兵 あり  
余も ち 名乗せり 徳兵 あり 徳兵 あり 徳兵 あり  
弟し 於て あり 徳兵 あり 徳兵 あり 徳兵 あり  
列 敷 在 政 主 あり 徳兵 あり 徳兵 あり 徳兵 あり  
し 徳兵 あり 徳兵 あり 徳兵 あり 徳兵 あり  
徳兵 あり 徳兵 あり 徳兵 あり 徳兵 あり  
徳兵 あり 徳兵 あり 徳兵 あり 徳兵 あり

業 之 名 横 求 あり 徳兵 あり 徳兵 あり 徳兵 あり  
と あり あり あり あり あり あり あり あり  
一 あり あり あり あり あり あり あり あり  
あり あり あり あり あり あり あり あり

女王殿下 シヤルセダッフェール

エドワレットシントジョン ニール年記

日本書紀友

エール

ユースティン 譯



を勤人として見よとて印及支那に在る兵を  
美の布を介して裁きし時多し日人元々勇  
争あはれ太平の末に生じ戦闘を志す者如宣地  
見戯用紙と名づる美人の如く争ふに慣れ  
あつたはるべきやと世界に強きものは争ふ美  
戦多し二年に於て終に降参しとて争ふは海  
戦しとて和を乞ふは是も世の中例少しとて

一書十月の政務を述ぶるの口述四月七日のこと  
市原孫三を以て其の口述を以て自紙を述ぶる  
旨 其の孫三が政務を述ぶる旨を以て其の口述  
暫く述ぶるは其の旨を以て其の口述を以て

は孫三が七月七日の口述は其の旨を以て其の口述  
を以て其の旨を以て其の口述を以て其の口述  
を以て其の旨を以て其の口述を以て其の口述  
又云政府は其の旨を以て其の口述を以て其の口述  
此とて其の旨を以て其の口述を以て其の口述  
又云七月七日の口述は其の旨を以て其の口述  
を以て其の旨を以て其の口述を以て其の口述  
此の旨を以て其の口述を以て其の口述を以て其の口述  
併に其の旨を以て其の口述を以て其の口述を以て其の口述  
又云七月七日の口述は其の旨を以て其の口述  
天を以て其の旨を以て其の口述を以て其の口述

口述

其の旨を以て其の口述を以て其の口述



ニ商議ノ後欺ムカレントセシニ於テハ其時最刻ナル所為  
ヲ用ヒンテ尤モ然ルヘキナリ  
一氏國ニ居留スル外國人ハ生命ノ危急ナルヲ忘レテ痛ク憤  
激ヲ含シテ英國ニ於テ已ニ久シク日本ヨリ嚴強ニ敵對  
スルコトヲ經テ事ニ就テテ觀察シ其人民ノ生活ニ於テ  
備防ノ術ヲ成サントス蓋シ英國政府ハ日本ニ於テ困  
害損欠セル前非ヲ自悔セント欲スルコトヲ信實ニ處テ  
一六周一七日以前ニ彩布海軍ヲ帥ヒテ入津シタル美ノ  
アタミラル 日本人ノ美民ヲ殺害シタル故ニ依テ日本  
政府ニ賠償金ヲ望ムコトヲ具ス  
一美國政府ヨリ去月六日ニ於テ江戸政府ニ前段ノ意ヲ

告達シ夫ヨリ二十日ノ間ヲ決定返答ノ為ニ許シ置ケリ  
○殆ト期限至リシ時日本政府ヨリ美ノミニストルハ  
決定返答ノ為ニ期限ヲ延引スルコトヲ求メ而シテ五日  
ヲ許セリ  
一日本人或ハ此時ニ江戸神奈川其他各所ノ人民ハ日  
本政府ヨリ公報ニ事情ノ危險ナル形勢ヲ布告セ  
リト  
一氏布告ニ由テ横濱近辺ノ海岸及市街ノ人民悉ク移  
居ス其遺ルモノ只戦争ニ關係スルモノ而已○日本  
政府ヨリ貪賤ノ為ニ近邑ニ假小屋ヲ構エテ之ヲ救ハ  
シメントス○日本軍兵ハ其自得セル所ノ武器ヲ

江戸ニ取入レ申統ラ義屬ナル具是ヲ備フルモノアリ之  
ハ遠國等ヨリ運輸セシ所ナリト云○又江戸城下ノ所々  
ニ堡塹ヲ設ケテ砲ヲ備エシヲ聞ケト実説ナル事不口吾  
之ヲ知ラス○日本三月十四日ヨリ十七日迄ノ間当地人心  
別ノ動搖尤モ甚シク各其家財ヲ運輸ノ近邑ニ退  
居セリナセ日ニ至リテハ市中實多落貿易断絶セリ  
日本人或云此実多落報スリ本復スマシキト右様キハ  
日本浪人ヨリ当地ヲ不意ニ襲撃アラシカ為ナリト  
疑ニ能其事情ヲ探索スルニ余リ政府ヲ令テ受テルリ  
ト云

一 外国人ノ奴僕其雇錢等ノ残リヲ乞フテ速カニ退去  
セホレハ種々ノ國刑ヲ受ケンカト疑惑ス此頃日本ヨリ  
又日近ヲ請ハレシニ依テ英モ亦許諾セリ則來ル日本  
四月五日ヲ以テ期限トス

一 英國政府ヨリ目的トシ高議ヲナセル日本大君ハ京師  
ノ途中ニアリシ故之ニ往復且江戸ニ帰城スルニ費ス  
ヘキ時日アルヲ以テ數度ノ期限ヲ延フルト甚隨者  
ナリト我ニ於テモ疾ク之ヲ悟レリ○諸人我等ニ告  
ルニ方今日日本大諸侯類ニ軍旅ノ用意ヲ作シ且外  
國人トノ和親ヲ絶ント欲シ日本  
皇帝ノ羣下ニ在テ外國人ヲ驅逐セントノ密謀ヲナセ  
リト聞ケリ○又

皇帝外國人ヲ驅逐セリテ断决ノ自ラ禁軍下ノ兵ヲ募  
ルト云々○又大諸侯等

皇帝ヲ逢迎ノ事ヲ企ツ時ニ大君モ亦之ニ敵スル  
能ハズ若シ之ニ敵スレバ諸侯一時ニ蜂起シ日大ナリ  
出崩尾輝セシカト云々○又方今京師ニ於テ

皇帝ニ奸謀ヲ強願シ大君ノ権威ヲ爭奪セリ歎  
スル數箇ノ大諸侯アリト云々○此下ニ記セルハ日本  
政府ニ背中

皇帝ノ政ヲ扶助セント欲スル所ノ諸侯也

島津修理大夫 薩州後 兵員七百七十八百人  
細川越中守 肥後後 同 兵員五百四十人

畠山義康守 薩前後 同 兵員五千二百人

毛利大膳大夫 長門後 同 兵員三万六千人

鍋島肥前守 肥前後 同 兵員三万五千人

藤堂和泉守 伊勢後 同 同

蜂須賀阿波守 阿波後 同 同

水戸 同 同

惣計三千五百九十八百員

猶此外者ノ黨數多アリト云

一仙臺ハ大邦ニシテ其中ニ廿三諸侯アリト云

一加賀ハ富國ニシテ其税金 大君ニ次リト云

秋疑ラリハ若等カ國ノ如クニハアラサルベシ 氏後モ亦尋

皇帝ニ敬服セリト云  
 一方今ノ政府ヨキニ依テ政府ト唱フルヤラハ外國トノ望カ  
 亦永續スヘシ然レモ今茲ノ政府ノ孰シニ屬スルヤヲ知ラ  
 ス又其國乱トナルヤ外國ト戦争ニナルヤ預キノ料リ知ル  
 ヘカラサレハ我等モ亦預キノ其乱ヲ避クルト成シ難シト云

船名	砲数	船將名	國名
ユライリス	五十一	シヤウスリグ	美
セントウ	十二	ケレツシー	同
ヒール	廿二	バルレーヌ	同
エンコント	十四	テイウ	同
コクエツト	同	アレキサンテル	同

レーヌホース	四	ボツリセル	同
ハーヨック	三	ポール	同
ケステール	二	ドムロツフ	同
ボーンズル	同	ホールトル	同
ヤミラミス	三十五	○	佛露西
ヲテユサ	十六	カサンボート	蘭
○	○	○	合衆國

○中不審分  
横濱新聞紙報

口ホー梓行



横濱新聞

於日本邦ありふり百字ニ争ふ五月二十日

一 吾日本有女子百為港子情に定マラサル其地ノ

日本長友ヨリ發言シタル詐偽ノ説ヲ凡評ス又市民

一 急遽に退居スルハ其家財ヲ輸出スルノミナラス或

ハ偶外國人ノ害物ヲモ集袋ノ逃去スル者アリ其

人員ノ総計各地四分ノ三ニ及ヘリ

一 外國長友ハ為港ニ於テ斯ク移接スル丁ヲ日本ニ

告ケテ之ヲ嚴制セシムルニ心服セシマ市民又為港家

財ヲ獲ヘテ来レリ我々も然ニ面移セシニ自根根セシ

丁ノ至愚ナルヲ耻テ且官吏故ナク徳者ヲ警動

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

号煩セシテ誹議又此時為價一時低落日本高賣  
 ノ貨物多貯ノ者ハ大ニ損失ヲナス最上ノ絹糸百斤ニ  
 テ五百七十ドルノ價五百十ドル百斤ニテ三十ドルノ  
 茶ハ二十ドルト低落ス其餘ノ高價モ亦之レニ由ル  
 ス依テ之レヲ買求ムル者多ケレハ其價又速ニ回復シ  
 テ輸去ノ貨物コリク下品トナル  
 一 此弊擾起リテ以來外國ヨリ輸入ノ諸貨ハ悉ク減番  
 ノ一時高賣断絶セリ  
 一 如此暫時物價下落シテ外國人ノ為ニ大利益アレモ  
 其後日本高賣事情ノ安靜ニ趣ケヤラ祇疑スル故今  
 ハ如此利益ヲ得難シ是ニ因テ思フニ日本高賣ノ利

益ノ大ナルヲ一顧ニテ櫻ニ官吏ノ為ニ欺ムカレシヲ  
 改ケリ

一 我等為端ヲ去強シテ且智謀アル日本人ニ聞シ身ヲ  
 獲シ安至スルハ却テ当地ヲ荒上トス  
 一 当地ノ外遠ニ於テ移シ強カラサルアリト云テ我日  
 ヲニ傳聞スレモ其詳虚実不正ニ確説ヲ得カレハ故去  
 ニ裁カス稱後篇ニ録刻スヘシ  
 一 七日前ノ新聞ニ英政府ヨリ暫ニ日本政府ニ於テ決  
 定日迄ノ故ハ別ニ當時 大臣ハ在場セザレハナリ  
 ト云其明白ナル由ヲ解説シタリ  
 一 大臣ハ八歳十八ニノ同歳ナル 皇妹ト云々婚媾

シタマロシニ依テ亦今  
 皇帝ト親シク厚クセン為メ上洛セシト云  
 一 大君殿下ノ日規ヲ変更シ諸侯ノ年々ノ人冬節  
 シテハ故諸侯ノ以テヨ退去セル丁クニ至レリト云  
 一 上ニ記載セル丁退日我等ノ聞及セル所ナリ故テ考  
 フルニ日本ニ於テ古昔ノ法律ヲ変更スル丁ナレハ是レハ  
 只京都カハハル都府中ニ之ヲ行クノミナラン我々疑ラクハ  
 假令メノ丁ニテ諸侯等モ再ヒ以テニ復スヘシト云アリ  
 一 去年ハ美京佛ノ盛ナル丁入月ヲ嘗カスヘシ該侯内地ニ  
 集居シ岩造管ヲナス故日本南部ノ國々ヨリ諸王京  
 地ニ趣クテ影シト聞ケリ然レバ実否イカン又

大君秋後永ク在系セラルル此間ハ戸高宮元者外國人  
 ニ此クハハ速カニ返寄スベシト云ノミ  
 一日奉政府ヨリ重子テ日退ヲ清ヒシ日 大君秋二月廿  
 一日京都カハ立東海道通行ノ四月七日ニ帰城セシト云  
 一 我三月廿九日ニ 大君ノ京都カハ立ノ日限又定ナ  
 ク後ナリレ丁或ルコシヨリ通文ヲナセリ  
 一 我等尚國庶民ノ此説ヲ執ラサルニ 大君帰城  
 ノ丁ハ実ト思フヘカラズ又 大君江ヲハ在テ秋  
 大事得テ歳々セサレハ深慮アリト云 説アレバ事  
 洋カナラス  
 一 英國ト日本トノ政府間ハ秋後ノ談判ニテ如何

決スヘキヤト庶民間断ナク遠憂ヲ抱キ此事俾  
ノ事為ナリヲ希フ而已

如上

前日本横濱千人百五拾三年第五月廿五  
我父久三年  
四月十日

新聞

一 我輩以前不結布キレ又中ニ尚世ノ風評及對スルヲ載セ  
信疑ヲ決レテ所登ノ人ニホサント約アリ然レモ日本ノ事情  
知レ難キレハ我輩安品ニ記見テ少シ  
一 我輩ノ生知セル事情ノ口確證アレト又傳ヨリテ聞如ス  
由今是ノ我輩ノ職業ニ免ニシテ許サレハ我輩同志ノ  
親覽ニ備ニシカ為免殆スレ  
一 或云薩州長兵衛及岸ト一致メ英國ニ對シテ時ノ難題ヲ  
我國ニ引清シテ免ニカ為メ日本ト外國ト和親ヲ遠ク幕  
ニ通同ノ王政ヲ復シテテ專テ謀ル必具ニ反ニタル

一説ニ日本既ニ各因ト定メテ所ノ條約ヲ守ラサルハ大ナル害アリト

皇帝ハ大諸侯ホ付テ解ヤシキルハ傍申三ノ其刑所長  
臣三四人皆國刑ニ処置セラルヘキニ決セリト云又其ニ復凡説ニ  
皇帝若諸侯ホ惣メ糾害セラルハ看憐ヘク傍申云ハ大罪アリ  
テ今度ノ大幸起リレド容スルヲ聞キ三郎ハ忠ヲ帝師退キ  
ナリ其後彼ノ同志ハ毛利新治里由トシテ彼を轉領買ホ  
ノ加勢ヲ得テ教多ノ軍勢ヲ集メ大坂近邊ニ集リテ叛ニ  
皇帝ハ大君ニ奏言ス若外國人ホ威勢ヲ張リ我臣臣ノ為我ノ所置  
アラハ彼ホテシテ我國ニ来ラレタシト云我ホテ聞キ疑念ス  
ル知アルハ告知セラレレ看ニ一説ノ虛実ヲ一設福ニ中ニ教テ

條除クンコヲ希望アリ

一 薩長リ辰リテマルトウシテ殺害セシ者ヲ死刑ニ行ヒテ其テ屍骨ノ  
瘞大ナルヲ抗拒セシ為我欲地及ヒ九兵地着ノ執威ノ諸侯  
ト共ニ具用云ラテル一近リ長崎ヨリ送リテ新女ニ祀載マリ  
一 長崎奉行一彼ノ地ニ在留ノ各商ニユストル等ヲ刺害メ差シ美  
ト敵軍起テハ日本人ハ款取ノ差別ナリ外國人トハ戰國ニハ  
一 手敵若シ戰期ヲ約スルハハ外國人ニ應メ高港退クニ明告  
又云メトハ敵軍ニ必ト死日本ニ款對セザル外國人ホテテ政府  
一 營轄ノ者ヨリハ害心ナシト雖モ諸侯ホノ臣下ハイカニ保テ難シト云  
一 其告知ノ故ヲ以テ海客數人長崎ヲ退去メ支那國土海邊ニ赴ク  
一 アリ或ハ夜ニ至レハ陸上ニテ一丸ニ舟會メ碇泊ノ船形願ノ

防スル者アリ

江戸ヨリ上京ノ使者竹本甲斐了最早師存ルヘシト全堂ノ如

日亦四月廿九日船威防用ニテ帰来シ同者亦他ニ到東刻迄

英仙公使ト交渉長談及

一 又君ヨリ二通ノ書東ヲ接到テ一通ハ海ホ一通陸路ヨリ

一 小笠原國島根國尾一人ノ書他ノ陸上早騎ニ着存アリ亦林

知アル竹本甲斐了アリ

大君及下身ニテ評議官ノ一人アリ則若年

一 八月應接ニテ申刻ニテ時ヲ経タル事情ヲ吟味スレハ未ダ

確證ヲ得ス衣ホ慮ルニ日本西國ニ威列アル諸侯ニ今必ス

早稲ナリシト政存ニ安心シタル歎ラ見ル

一 又進マテ汝等ヲ馳逐セント計ル諸侯ホ依ニ弊ヲ失ヒ今反

テ政存ノ帰復セント思フ

一 日本是後傳三少ノ首ヲ浴サント具代ニ要地ノ南港

一 下如ク用クテ容易ナルヘシト云

一 斯クテ事ヲ知祝ニテツキタレハ交易ハ勿得成ヌルヘレ

一 又用亦等頃日ノ動搖ヲ損先ラニシタル高氏ニハ政府ヨリ具

償ヲ与フヘシト聞ケリ蓋シ道日ヨリノ駭擾ニヨリテ家業ノ固サセ

タル為更タニ同店スルニ大胆ナル方界ヲ城ニモ難ケレハ斯ク

償セントハ思ヒ

一 五ノ日奉四月廿九日夜江戸麻布ニ至ル合元團ノ公使彼ニ失火セリ

其根元ハ鹿ノ野ノ附近ヨリ途ヨリト云ノ式ハ云前年高寺ニ

主タリシ僧妙寺ニ取歸セント計レ凡具アリ成テタルヲ懐念  
メ火ヲ放テルナラント云 是ニ依公使セラルルヲロシハ大切ナル  
品ヲ取出シテ外縁レル者ハ僅ニ千兩ニ益キヌ公使ニ憐レ  
ル者モ皆空拳ニテ逝去シカハ 諸品悉ク焼失シテ公使ハ  
莫右ナル損失ト聞キ愁周ニ傷ス 然レ凡公使ハ其不自由  
ヲイトハス彼ノ國者ノ下ニ此 辭アリ  
一昨朝奉ハ英ノコンニエル 後所ニテアリシ 其門側ヲ發リシハ  
次ハ亦其由ヲ考リニ此道ヲ通行セン者獻レニナセシ者ハ  
否カレハ彼必ク守ル奴僕ノ謀ナルベシ  
外國人使役ニシテ奴僕人日本ハ此等ノ在銀ヲ得ル故ヲ以テ其  
交遊ノ善悪ヲモ毎イス所ニ集メ淫酒ニ耽ル丁ヲ禁止セシ

尤ニ然ルヘント思フ

- 一 三々幸以來各地繁栄の如アリシ先火ハ全浪人ノ貧ニヤ  
可潜伏メ是下ヨリ憂ヲ起サントスルハ身ハ保人ノキ奴  
僕ノ所為ナラント疑案ス
- 一 各地ニ於テ日本人ノ外國人ノ奴僕トナル者其保人ニ屋錢  
ノ五割ヲ納ム然レモ彼ハ外人ノ屋錢ハ日本人ノ屋  
錢ニ六倍ヤリ
- 一 此奴僕ホノ毎事精勤ヲ要マハ前段記スル如ク保人ヲ  
以テ屋使センラ尤可ナリ

於横濱千八百六十二年第六月三日 我文久三年四月十七日

一或ル路ノ新ニシヤルルミノチヤイナースロタラシロヤツハン

一ウサツヘウサツヘウサツトルトゾウノアイノスカビト我等モ之

ニ因情ナリ而メ今日本外國ト和親シタル上ニ於テ疑ハシキ

國法ヲ立ルト多シ其ハ國禁ヲ犯シタル者ニ大赦ヲ行アテ

既ニ昨日以前ニ此更テ執行ヘリト云然レモ其レハ

勅命ナルカハ命ナルカ其故ヲ知ラス

一閣老ヨリ達セラレタル許タノ檄文ヲ或人偶々ト我等ニ示ス

其内ニ云ルアリテ今武術ニ達セル勇士四千名ヲ捉テ

大君麾下ノ兵ト為スヘキ命ヲ下シ殊ニ彼等ヲ教養セシ

ニ俸金ヲ賜フ云之ヲ厚ク所望スト云エリ其國禁ヲ犯



シタル罪人ノ申武術ニ達シタル者就中浪人ト稱スル所ノ狂言  
ナル者ヲ採用シ之ニ倅金ヲ與エテ不慮ニ備フルト云

一其後或人告ルニ今浪人等ハ常放ナル一方ノ兵士トナレバ其後  
日本國內ニ浪人タル者非ルヘシト云

一斯ク殘剩ニ人ヲ殺害スル者ハ今以テ自蔓スルヲ然ハ  
サラシムルハ我々大ニ善悦ス且日本政府法律ヲ悉ルノ智  
アルトハ他國ノ及ブ所ニ非ス

警備兵士ノ可恃事

一各地ニ倭ヘタル井伊掃部隊兵士者曜日神奈川ニ於テ  
或賊徒ヲ處置スルノ事始ルニ記ス

一二三年前ヨリ神奈川ノ市法差ニシテ或ル時一軒ノ後屋ニ

疑シキ者有リシ時直ニ園門ヲ鎖シ支路ニ入ルマテ兵士ヲ  
備テ其後屋ヲ圍ミ其賊查ヲ逐テ獲獲セトスレバ之全  
浪人ニ非スメ又外國人ヲ殺害スル者ニ来リシ非サルヲ  
知ル然ルヲ今之ニ及シテ緩ニ浪人ヲ處置スルハ大ニ懸障  
スト云々

一者金曜日午時外國人一騎其後屋ヨリ神奈川ニ至ル因  
ノ入口ニアル高キ塙所ニ至リ往還ノ側ニ有ル厩ニ其馬ヲ繋  
止シテ下ツテ門アリ此處ニ是ヲ止メシ時不意ニ後ヨリ賊ヲ  
ルニテ顧ミハ兩刀ヲ帶ルニ人ノ賊徒ナリ此ニ於テ彼等向  
汝何國ノ者ナルヤ如何ニテ茲ニ来ルヤ内地ヲ徘徊スルニ馬ヲ  
用テハ何変ソト云フ其外國人ハ我々礼ヲ知ラシメテ

恐レテ其後此ノハキ程懸念ニ日本語ヲ以テ應答セシニ賊徒  
羽織ヲ脱キ神ヲ塞テ長刀ヲ抜カントスル所ナリ此ヲ見テ他等  
スル短筒ヲ取ントス賊徒其短筒ヲ見テ俄ニ側ノ旅屋ニ入ル故  
其外國人ハ一人ニシテ外ニ投擲モナリ且其後投トナル人ナシ尤  
モ強テ砲發セントモ思ハレ海岸ニ出テ小艇ヲ求メ之ヲ失カレ  
ント多キテ浮船場ニ近キ所ニ到リ敵ルニ其ノ賊徒一途ニ追ヒ  
来ルヲ見ル故ニ彼レハ船ニ乗込マント番所ヲ為キツ、凶徒二人  
我ヲ追来ルト番士ニ声ヲ擧ケテ氏番士等船ヲ遠ニ出サセマ  
水夫ニ命ヲ却テ彼ヲツカシム二人ノ浪士是ハ浪士ナリハ追ヒ来レバ  
彼等ニ向ケタル短筒ヲ見テ彼等ニ射セハ反テ打殺サレト思  
シヤ船ノ舳ニ停立セリ斬リノ番所警備ノ者居間ノ双方共

番事ナリ故政府ヨリ浪人ヲ優待スルト見エ番士共浪人ヲ  
捕フル所モナリ却テ身代ナトヲ為セリ此浪人海客ヲ担擡セ  
ニ為メ當境ニ来リシヤ番士共浪士ヲ逐去セシメ其陰謀ヲ  
破ント彼ノ外國人ヲ板止時ヨリ九ツ時迄船中ニ居ラシメ神奈  
川ニ在ル米利堅町ニシテ行クヲ許サヌ又舟或ハ馬上ニテ横濱  
ハ歸ルヲモ許サヌ依テ熟察スルニ政府ハ浪人ニ同意ニテ彼  
等ヲ指導セルナラシカ此時浪人ヲ許シ置キ又外國人横濱ニ  
歸ルヲ許サルハ尤モ不為ノ所ナリ

一其後當地ノ奉行外國長官ニ向ヒ此近也、斯ク悪黨多クシテ  
今日ヨリ一月ノ間ハ外國人横濱ヲ出サラントヲ希望ス、且其  
條ノ為メ横濱ノ外面ニ大君ノ兵士ナルハタノ兵士ヲ置カントノ在リ

一 水戸後其間系師ヨリ帰府セシニ大君男後ノ全権ヲ與ヘラレシト  
凡後ニ改改若シ實ナラハ以後如何ナル改革ノ新政アラシヤカ  
一 是迄神皇ノ位居ノ全象國コシニル家族及ニ教師等  
ノ危難アラシクテ爲ラ彼ノ地ヲ退去スヘシトハ政府官吏  
忠告アリト聞ケリ

一 前記セシ凡後ニ浪人ハ戸ニ降居ヲ據ヒカテ究メテ外國人  
親善ヲセシト謀リシヨシ其後ノ廢室ヲ記スルハハカリシカ  
ニ至リテ信スルコトヲ得タリ

一 去ル日本四月廿四日午後日本政府ノ常力ナル兵に下ル  
セル亞國コシニルヲ警衛スルハ政府ノ常士トモ公使ニ  
浪人ノ礼如ク遊ケシヲ接待ニ遣送セラレタリ蓋シ政府ニ於テ

江戸及ニ神皇ノニ在留セル全象國コシニル及ニ教師等日本  
政府士女ノ急後ニヨリテコシニルハ亞國軍艦ニ誘フ急後ト  
共ニ渡軍艦ニ乗船シ教師モ亦在留ニ轉居シ因國コシ  
ストルハ其後ヲ携ヘ明ルナキ未明ニ江戸ヨリ大船ヲ別着ス  
一方若殿ノ水戸公陸軍也裁減ニテ別將軍ヲ任セラシ  
海舟左門尉大久保加賀守阿部孫十郎ニ命シ浪人ヲ  
収捕セシルニ日午四月十午右後等其居定テ因ニ度  
十人ヲ捕獲セリ又云四月以前浪人牛狂悪者西人ヲ  
街致ニ集セリト云

一 或人云其等ナル政府ハ其等令朝及善改スルヲ有司共  
自悔スル能ハズニ他ニ言抑セリ

一水戸家以前ヨリ今ニ至ルマテ外國人ヲ教トスルヲ我等  
統知レリ然レニ此家存存リ大君ノ代リトナリ外國ト和親  
セルハ如何モ至スルヤ謀リ知ルヘカラス

五月 拒絶一条 等々 稿

千七百六十五年 五月廿六日 桂原 前 欽使 臣 徳 頼  
千七百六十二年 五月廿六日 及 千七百六十四年 五月廿六日  
人民 害 等々 一 名 の 補 助 等々 一 名 の 補 助 等々 一 名 の 補 助  
江戸の政府へ 出 等々 一 名 の 補 助 等々 一 名 の 補 助 等々 一 名 の 補 助  
海 浪 四 折 等々 一 名 の 補 助 等々 一 名 の 補 助 等々 一 名 の 補 助  
日 本 政 府 の 名 代 等々 一 名 の 補 助 等々 一 名 の 補 助 等々 一 名 の 補 助

一 別 款 切 定 後 等々 一 名 の 補 助

等々 一 名 の 補 助

レ 有 本 等々 一 名 の 補 助

一 名 の 補 助 等々 一 名 の 補 助



疑あるがし斯の如く子孫に及ぶと思ふに宜し  
と云ふ事こそしんしん 生きたる皇太子の若き事を  
而にあらん

此大切ある職務を遂げ處りある事ハ宜し  
ありしと廣直のありし水也

領港のありし大なる感ありし是に其の力と  
これ西海若者の教を授けたる権威を志し  
りこれ等と對見し出づし全忠七仲を名下  
日印を各々名々の臣民を尚徳とす又將  
尚徳の事ありし皇太子海軍を以て  
人仰るる而物換はるる時と多に皇太子

園

皇太子の存続し事を保つて又斯の設ける  
ありし事ありし日印政府此等起る  
又皇太子臣民に事ありし  
事あり

ミニストルレシデント  
ロバートエラチ  
ライ  
事

皇太子

千八百九十三年  
外なる務執政  
日印政府ありし事

余の同僚と著しく天下大君陛下の命と余とを  
尚ほ一延り終るべき事と致し申すに宜しき事也  
此御成と致し申す御報告と致し申すに宜しき事也  
此名の大君とは所開き申す港とを以て余約右  
己の臣民を以て港とす御成とを以て余約右  
一後ひつる 皇事大君の御事御成に日御困難  
の事とす御成とす御成とを以て余約右  
何んを也是と御成とす御成とを以て余約右  
不列敷也五陛下の御代とす余第一左件、臣目  
此大不列敷とは名との御成とす御成とを以て余約右  
め加え是と御成とす御成とを以て余約右

甲馬とす疑ふ一是と御成とす御成とを以て余約右  
さる御成とす御成とす御成とを以て余約右  
まことと 皇事大君の御事御成に日御困難  
の理とす御成とす御成とを以て余約右  
引違ふは此の長官に御成とす御成とを以て余約右  
是の御成とす御成とす御成とを以て余約右  
が御成とす御成とす御成とを以て余約右  
政府御成とす御成とす御成とを以て余約右  
御成とす御成とす御成とを以て余約右  
御成とす御成とす御成とを以て余約右  
御成とす御成とす御成とを以て余約右  
御成とす御成とす御成とを以て余約右

史の事例を以て大抵陛下の考へ修めし大元及  
下也云々

法門の考案に修めし事と疑ひあるやし  
ハ實に案納の法を對し日か年則を告知以  
るあり序連の法を傳へ止す事ハ日か中法  
速に教へし事あり

此を考案し出さる

石別殿女王陛下のシヤルタフハール

セントウシニール 手記

マルニースヤン 訳

### 佛西返り

千七百六十五年五月二十四日。控後之  
外より事務字の山々系同多改名なり  
余陛下の報告を渡すや、其時佛西に案納  
面を明ある千七百六十五年の事  
が名君と修めたる案納の基、佛人貿易の先  
きくる日印の港を領有する事、陛下余と  
出づる事、陛下の命を以てする事、陛下  
陛下の事、陛下の事、陛下の事、陛下の事  
陛下の事、陛下の事、陛下の事、陛下の事  
陛下の事、陛下の事、陛下の事、陛下の事



より古きに傳へたるを条約に收めし得るは保雪あるは又  
此等諸國の送るべきは日印使節と先接する定めの  
如く執りしむるべきことあり我等不佛事面  
美名ある國君の政府に於ては此れと思ふべし原  
の必多下不原の送るべきは果あるは皆之を佛事  
送る之明の事々の史より例あるべき事不條約を破  
るべきを佛理し且斯の如きことを企てる者こそ是れ  
此等の方法を設けし連に執りしむるべきなり  
屆條約の多しを報せし奉り政府不不田名のあること  
諸條約の如く執りしむるべきなり且日印に諸友

此の同を此の下左件を報知ししを新に日印  
に在る皇太子佛事面の臣民に及ばば條約に在る事  
一 日印送海を佛事面にて一セルの神たる佛事  
其率幣を以て佛事面に在る事とせば此の事  
十八年の法に在る事約の字を破りしとある者も  
を佛事面の人と別れ陸に在る事とせば是れ  
多しある事とせば此の事とせば此の事とせば  
相見條約  
二 後一 舟の事とせば此の事とせば此の事とせば  
三 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
四 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
五 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
六 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
七 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
八 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
九 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
十 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
十一 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
十二 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
十三 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
十四 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
十五 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
十六 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
十七 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
十八 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
十九 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
二十 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
二十一 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
二十二 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
二十三 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
二十四 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
二十五 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
二十六 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
二十七 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
二十八 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
二十九 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
三十 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
三十一 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
三十二 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
三十三 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
三十四 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
三十五 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
三十六 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
三十七 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
三十八 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
三十九 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
四十 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
四十一 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
四十二 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
四十三 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
四十四 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
四十五 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
四十六 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
四十七 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
四十八 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
四十九 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
五十 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
五十一 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
五十二 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
五十三 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
五十四 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
五十五 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
五十六 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
五十七 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
五十八 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
五十九 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
六十 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
六十一 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
六十二 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
六十三 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
六十四 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
六十五 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
六十六 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
六十七 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
六十八 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
六十九 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
七十 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
七十一 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
七十二 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
七十三 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
七十四 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
七十五 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
七十六 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
七十七 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
七十八 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
七十九 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
八十 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
八十一 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
八十二 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
八十三 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
八十四 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
八十五 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
八十六 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
八十七 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
八十八 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
八十九 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
九十 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
九十一 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
九十二 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
九十三 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
九十四 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
九十五 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
九十六 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
九十七 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
九十八 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
九十九 此の事とせば此の事とせば此の事とせば  
一百 此の事とせば此の事とせば此の事とせば

考紀後  
ワヤンデル  
一 一









徳字有く不慮を侮ふ者有れ也徳字ハ以て國人  
とて之を憐れむ者有れハ此ノ地をさるる者有れハ  
此也此也ハ御國ハ不ノ頼政盡く是れノと云  
一 徳字有く 古名ノ下ノと云ハ以て其地之也  
振出と云ハ一併一徳字ハ之ノ事有る者有佛華  
中地西河在也一総督有日本事徳字和以て  
之をさるる者有却て徳字ハ之を以て御國人と云  
西恩と云ハ古事有難し故一運と云ハ徳字有  
て日本名年と云ハ一連一此地ハ一拂ワセル事  
却て南地ハ古事有るハ一是疑ハハ一檢察有る事ハ  
此ハ徳字有る事有るハ一徳字有る事有るハ

一 系字有く此ノ地ハ一佛國隠提督シヨウシト云ハ  
を以て南地ハ古事有るハ一徳字有る事有るハ  
此ハ此國ハ此ノ地ハ古事有るハ一徳字有る事有るハ  
了事有るハ古事有るハ一徳字有る事有るハ  
一 系字有く此ノ地ハ古事有るハ一徳字有る事有るハ  
と云ハハ 古事有るハ古事有るハ一徳字有る事有るハ  
新ハ 古事有るハ古事有るハ一徳字有る事有るハ  
悲恨ハ 古事有るハ古事有るハ一徳字有る事有るハ  
一 系字有く此ノ地ハ古事有るハ一徳字有る事有るハ  
古事有るハ古事有るハ一徳字有る事有るハ  
古事有るハ古事有るハ一徳字有る事有るハ  
一 水戸縣屬地ハ一橋ハ 古事有るハ古事有るハ

カミヤシ  
帝ノ世を遂ニシメル之レ  
此一橋ハ昔者月如神ノ州道行キルニ  
此レノ有ル事向キルニ如ク定キル  
一此國ノ人ハ妙人ヲ詐欺スル事一云一亦此  
傳ノ信ニ 帝ノ庶民ノ世ニ此國ノ人  
カミヤシヲ祈ル

於此廣一云云一云云弟セリノ事  
我ニモ一云云

新書

一云云月如神ノ州道行キルニ  
此レノ有ル事向キルニ如ク定キル  
一此國ノ人ハ妙人ヲ詐欺スル事一云一亦此  
傳ノ信ニ 帝ノ庶民ノ世ニ此國ノ人  
カミヤシヲ祈ル

向伸し新しきと云ふ事ありしに早より下等とて  
敷きせしむるに在りて是より南にありしペンブルク  
ありしに新しきと云ふ事ありしに南にありしに  
ペンブルクありしに

一此の記載を以てペンブルク支那ありしに  
到るは後年なる事ありしに

ペンブルクありしに盛第二時及び河の  
流すにありしに西にありしに流すにありしに  
二流ありしに早きを以て之を北とす○  
新アメリカ國を以て流すにありしに  
二流ありしに早きを以て之を北とす○

此の記載を以てペンブルク支那ありしに  
到るは後年なる事ありしに  
ペンブルクありしに盛第二時及び河の  
流すにありしに西にありしに流すにありしに  
二流ありしに早きを以て之を北とす○  
新アメリカ國を以て流すにありしに  
二流ありしに早きを以て之を北とす○

一系に流すにありしに







彼等と起る令し

一 長門屋敷の御後給せし事ありしに御意の及

りしに思ふありし

於此頃より事年々争ひ多し九月ありし事久しき事年

新御

一 御号御本に新御の及ひし御中ニハシテサリ和氣

乃ハハヨコシシ御利益ありし事致し事年御意の及

禮号ありし御初に事況を御載し御意を

しん花御せし事ありし事御意の及ひし御中ニハシテサリ和氣

禮せし事久し御意の及ひし御中ニハシテサリ和氣

建せし事久し御意の及ひし御中ニハシテサリ和氣

事の及ひし力あり

一 英人右船の御事、御意の及ひし御中ニハシテサリ和氣

御意の及ひし御中ニハシテサリ和氣

乃ハハシテサリ和氣

御意の及ひし御中ニハシテサリ和氣

一 英人右船の御事、御意の及ひし御中ニハシテサリ和氣

御意の及ひし御中ニハシテサリ和氣

御意の及ひし御中ニハシテサリ和氣

一 右船中ニ御士ニ御朋友ありし御意の及ひし御中ニハシテサリ和氣

御意の及ひし御中ニハシテサリ和氣

一 せし事久し御意の及ひし御中ニハシテサリ和氣

ふさぎとて之を甚く明かすなり

一是を以て前号中記せし書并一件亦亦  
ミニストル有る不コンシユル等分  
ト示メされたる  
平信定を感謝する事  
トノレユキ一紙の及  
ワヨミン紙の如く世に傳ゆせし  
件を於此に指示せん  
他者との  
与らるる一紙の感謝  
を以て印せし  
圓板福の磨滅  
を明かす事  
を以て再割  
を記す

一英國の南極探検  
フランスアメリカララシタ各  
國の守備令  
イギリス

ニ著向能んとし風行あり

一此一周中日市第二  
為る各國の役を  
亦古蹟及し  
送るも二倍  
無用なり  
不他何事  
能とてあり  
ふさぎとて

一此の書は  
港崎町  
之由て英ノ  
次条ニ載

せし報單あり愚案ニ存し此日号し心付にたるを  
さすりたりと云

於英國色尔彼一より二年三ヶ月 弟七月亦

報單

一 我水又其案て在り好く之 徘徊せし地方 港崎町日  
有し帯刃せし者故ハ機者 経棒を指し入敷  
要案未し之 粗暴し能治たりと 傳せし之  
九二四と示高船司ホク水互電を 暫時とせし  
子孫世々を成せし 船屋を治るるハ 高船水更た  
之ハ船し能ありと云く 此は 諸津ニ 扱ひ治る者  
船目し 船題と 毒を 今し

英吉利國色尔

キヤルマス、ウヰルデエストル

愚案ニ各( ) コシユルニ 控りし由は 報單し 云々 等  
用しされたりし 中ハ 水又 船 形ノ 改メ 船  
此多 船と たりし 多 事 あり











甲辰年三月五日  
朝日 晴  
本陣 三ノ浦  
敵將 カノエト  
本陣 五ノ浦  
内裏 五ノ浦  
大砲 七ノ浦  
六日 前七ノ浦

五日 午前 朝日 朝日 船下 船下 船下

- 一 陸下 十ノ浦 可降リ
- 一 本陣 八ノ浦 打射 玉丸 三百粒 本目ハ三ホント 六ホント 三ノ
- 一 本陣 六ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ二ホント 五ホント 二ノ
- 一 本陣 五ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 四ホント 一ノ
- 一 本陣 四ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 三ホント 一ノ
- 一 本陣 三ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 二ホント 一ノ
- 一 本陣 二ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 一ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 十ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 九ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 八ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 七ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 六ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 五ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 四ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 三ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 二ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 一ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ

- 一 性烈人四人 是し 癡狂 痛手 一也
- 一 本陣 十ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 九ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 八ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 七ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 六ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 五ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 四ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 三ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 二ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ
- 一 本陣 一ノ浦 打射 玉丸 二百粒 本目ハ一ホント 一ホント 一ノ

二日 朝日  
本陣 三ノ浦  
敵將 カノエト  
本陣 五ノ浦  
内裏 五ノ浦  
大砲 七ノ浦  
六日 前七ノ浦

本陣 三ノ浦 打射 玉丸 二百粒  
本陣 五ノ浦 打射 玉丸 二百粒  
本陣 七ノ浦 打射 玉丸 二百粒  
本陣 九ノ浦 打射 玉丸 二百粒  
本陣 十一ノ浦 打射 玉丸 二百粒









ケ下打旗と名を以て船名ありと云ふ事一長可船と云  
 昔も船と申す中にも多船あり予等船等中にも長あり  
 蓋し船と云ふは破船あり清りとも也長船下ノ案  
 月南市中に放ち申す中にも案ハ燒船也中ノ名  
 即死等原組ノ事ハ可なり抄案ノ申指ノ右ノ年  
 禮一作南港ノ刀取十九歳船取南ノ何レ借板  
 抄南ノ多ノ申す北ノ名云々示船將ノ船取せん函  
 抄南ノ即死人云々四人船ハ半死何れ者ナクは長  
 南港ノ船取ノ事ハ可なり船取ハ六ヶ安比也  
 ニシテ申す事ハ可なり無事船取ノ事ハ可なり  
 船取事出候事申す南港ノ長可申す大礼あり

有レ上ノ品物等氣船ハ可なり船取ノ事ハ可なり  
 申す事ハ可なり船取ノ事ハ可なり船取ノ事ハ可なり  
 送了本船ハ長可申す船取ノ事ハ可なり船取ノ事ハ可なり  
 海岸船取ノ事ハ可なり船取ノ事ハ可なり船取ノ事ハ可なり  
 取れ上ノ品物等氣船ハ可なり船取ノ事ハ可なり船取ノ事ハ可なり  
 那ノ想ハ可なり船取ノ事ハ可なり船取ノ事ハ可なり船取ノ事ハ可なり  
 申す事ハ可なり船取ノ事ハ可なり船取ノ事ハ可なり船取ノ事ハ可なり

○ 右ノ事ハ可なり船取ノ事ハ可なり船取ノ事ハ可なり船取ノ事ハ可なり  
 長可申す事ハ可なり船取ノ事ハ可なり船取ノ事ハ可なり船取ノ事ハ可なり  
 長可申す事ハ可なり船取ノ事ハ可なり船取ノ事ハ可なり船取ノ事ハ可なり





疾り者らく思ふよし  
右委向しるし我等常し新史を執せし  
右列敷年記セントウハ此の南境に  
一上世の七等と記す事あり  
一勅奉皇と記す事あり  
是より又英皇陛下を被仰り  
是より又南境に記す事あり

二月の一日

旅の事控候一文字にて  
一〇日と記す事あり

甲子年記す事ありの事あり  
一〇日と記す事あり  
一〇日と記す事あり

一〇日と記す事あり  
一〇日と記す事あり  
一〇日と記す事あり

一系可船目元の内海を渡りて西に遠くはるかに  
今日布衣の舟を雇ひて西に遠くはるかに  
一系如七月早朝舟を雇ひて西に遠くはるかに  
アイ島の西に遠くはるかに

一系可船目元の内海を渡りて西に遠くはるかに  
今日布衣の舟を雇ひて西に遠くはるかに  
一系如七月早朝舟を雇ひて西に遠くはるかに  
アイ島の西に遠くはるかに  
一系可船目元の内海を渡りて西に遠くはるかに  
今日布衣の舟を雇ひて西に遠くはるかに  
一系如七月早朝舟を雇ひて西に遠くはるかに  
アイ島の西に遠くはるかに

白之三つ星を平に一ノ字あり又彼の變考に  
斗一係船の舟を雇ひて西に遠くはるかに  
一系可船目元の内海を渡りて西に遠くはるかに  
今日布衣の舟を雇ひて西に遠くはるかに  
一系如七月早朝舟を雇ひて西に遠くはるかに  
アイ島の西に遠くはるかに

一系可船目元の内海を渡りて西に遠くはるかに  
今日布衣の舟を雇ひて西に遠くはるかに  
一系如七月早朝舟を雇ひて西に遠くはるかに  
アイ島の西に遠くはるかに

終く祀を多し強く多く少く少く船中りたり  
一葉の御船に道徳一定しきと云々  
船ハ悉く赤船中り且又下ノ岸外ありあり四ノ  
く能きと云々の御船中り多し多し多し多し  
又中納久此の赤船中り多し多し多し多し  
を新波ありと云々一ノ御船中り多し多し多し  
以ぬ又此の赤船中り多し多し多し多し  
御船中り多し多し多し多し多し多し多し  
此の御船中り多し多し多し多し多し多し多し  
一御船中り多し多し多し多し多し多し多し  
寫二的御船中り多し多し多し多し多し多し多し

一七ノ御船中り多し多し多し多し多し多し多し  
一七ノ御船中り多し多し多し多し多し多し多し  
一七ノ御船中り多し多し多し多し多し多し多し  
一七ノ御船中り多し多し多し多し多し多し多し  
一七ノ御船中り多し多し多し多し多し多し多し  
一七ノ御船中り多し多し多し多し多し多し多し  
一七ノ御船中り多し多し多し多し多し多し多し  
一七ノ御船中り多し多し多し多し多し多し多し  
一七ノ御船中り多し多し多し多し多し多し多し  
一七ノ御船中り多し多し多し多し多し多し多し

且コレニユルヤ子ラール此毎の落居せしを傷ニキル院  
ニ推粉氏命とを免ク一々其傷を巡りたり  
勿面記ニ新述ナリ一柱ハ少能を扱けり  
碎りて其廻轉破碎し本在飛船ニ  
又折テ其柱を引込ルル危与折之  
形日及ハ折折有し  
を適ニ述ナリ細子本在飛船ニ  
あり

一口ノテサント破トルコ  
北心ニ在りし所僅ニ  
寫影ニ致せし

一破船地ニハ船上ニ  
一系船の怖る色  
一長可水陸兵士  
一之ヲ修船十人  
一危重ニ破船  
一影及ハ因カ

一 赤分船着の向打放せし浮舟設て市中に流  
出せし我を被分系船打放せしし流より船  
船中りぬ

一 市上赤分船内店よりおし船ハ由ふなるヤルト  
一ヤルト赤分三人ニ印十丁ナリ此物  
重ハ折船し重移のしと云か

ニ名をいふも船狭く船ハ重なるヤルトナリ又  
Duff 船名ヨシ紅色を國中に記せしハ由  
船着ナリ又同色を船内ニ記せしハ赤分船を  
しし船名及び同船口赤船を射せしと云し  
港内ニ記せしニつし紅色ハ由赤分利東船度し船  
七二五七

華人ロザー印リ

横濱新雪我 船名ヨシ年弟七月ホラ

船名ヨシ船ヨシシト下上系ニ何しヨ赤分船系

ニ船名ヨシ船名

一 下上系ニ船ヨシアリカ高船ペンワロノ船の船名  
新雪神ヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシ  
船ニヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシ  
ヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシ  
ヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシ  
ヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシ

ヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシ  
ヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシ  
ヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシ  
ヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシ



舟リランリッギ船ニ大浮舟を打込シ浮舟遠クシ水底  
見シヨリニヨリノリヨシシ船所ニ多ク是船所並ニ  
町を船を打撤リ又水を打入シたぬ船を及ス人ト  
セリ大船ニ船ノ底を人々ラニスビールト動かしワ  
ヨシシヨリヨリたる船を十字の切リシ西ノ方ニ走リヨシ  
ン西ノ方ニ走リヨリランニキルトニ大浮舟を打撤ケたりシ  
浮舟並ニ舟所ニ申ルル所ニ以テ船所ノ舟ヲ解テ船  
不列ガノ並ニ舟所ニ申ルル所ニ教札に船所ノ舟ヲ解テ若  
キヨリ之船を及ス人トセリヨリヨリノ舟ヲ解テ若  
キヨリヨシシヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ  
ヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ  
ヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ  
ヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ

舟所ノ舟ヲ解テ若キヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ  
ヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ  
ヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ  
ヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ  
ヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ  
ヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ

一佛(聖)キシンヤン船所ノ舟ヲ解テ若キヨリヨリヨリヨリヨリ  
ヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ  
ヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ  
ヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ  
ヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ  
ヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ

所録新史

一 或彼三事即二ある

皇帝西人の操業に居  
ての一事は月中に于て御座るべき事と  
ハ一も依て法を名教争し用をこを存し  
心より名を

皇帝一御座る下  
并をこを以てするの事御座る  
能く教ふて好む事と  
併し一同盟一ありと  
廣くは華國に御座る事  
四六等と共におり又是れを  
ハ新勝一々華國と別し  
とを以てして御座る事

毎うり

一 或は江戸印行を以て  
と右守無禮に復佛禮を  
御座る事ありと  
此況あるを以て  
兵部を以てして  
是ハ職人の御座る事

華人口ザ一著述







三ノ印ハ測量ノ深淺ヲ一六尺二一丈二尺三六一丈八尺ト知ルベシ

拾遺記云、又後唐中葉を以て、右帝を燈拂は、此の  
 小使、身、後、唐、中、葉、を、以、て、右、帝、を、燈、拂、は、此、の  
 新、羅、の、者、を、使、は、り、て、其、の、名、を、合、打、過、也、  
 フレキマン、彼、唐、坊、丹、を、不、同、フ、レ、キ、マ、ン、と、云、ふ、は、  
 此、の、人、ハ、神、波、也、ト、云、ふ、也、ト、云、フ、ハ、  
 二、三、也、  
 正、室、坊、の、水、を、入、り、以、て、右、帝、を、一、并、に、其、の、名、を、  
 一、術、及、之、の、名、を、大、難、を、考、し、以、て、世、に、名、人、  
 一、と、難、波、と、云、ふ、也、ト、云、ふ、ハ、神、波、と、云、ふ、也、ト、云、ふ、也、  
 一、是、の、名、也、ト、云、ふ、也、  
 将、何、革、不、可、能、也、合、之、ハ、此、等、ハ、以、下、ノ、事、ヲ、示、ス、  
 一、也、ト、云、ふ、也、

切文也家不却從二意し全り妻人持屋  
元し中守并少板寫し勿多しバ從  
ハ降し少味也三三三三三三三三三三  
分好く三三三三三三三三三三三三三三

切文也家不却從二意し全り妻人持屋  
元し中守并少板寫し勿多しバ從  
ハ降し少味也三三三三三三三三三三三三三三  
分好く三三三三三三三三三三三三三三

筆記



一少事... 月... 事... 長... 港... 名... 故... 向... 長... リ... 報...

Vertical text on the right page, possibly bleed-through or faint handwriting.

中分半平正色西人半上佳是終二身之及然  
教人死斗その物をくゆく平身終二ある事案  
終能くく出布、控紙多身内とるに、自と終人  
斗の由中人ありし故又、向にその西と教終人由人  
く終去りるふか又、向にその山知く終去りるふか  
終去りるふか又、向にその山知く終去りるふか  
中分半平正色西人半上佳是終二身之及然  
南港之海船以しゆりて海船は終去りるふか

レフー一十ニ

一、是れ亦二條 以書字大終く終去りるふか  
終去りるふか 還終去りるふか 終去りるふか

法名御割とて、四月所松平甲辰了考以、京地  
向三の節中、終去りるふか 以書字大終く終去りるふか  
三、是れ亦二條 以書字大終く終去りるふか  
地有る、四月所松平甲辰了考以、京地  
法名御割とて、四月所松平甲辰了考以、京地  
終去りるふか 還終去りるふか 終去りるふか

レフー一十ニ

一

六月廿七日 以神事川郡町 入京人首並上

埋女于今之礼を述べての文

其外未だ為る所不聞、水足似る

事を此の如く大恩を蒙る國城之物也

二日天瑞を以て也

六月廿八日 龍形演進の裏門、張紙を文

神事川町に記し奉りたし、其内より

尺高の牙打留を、其字を、係平進

意師の書字、及び、其人打留、同格、

頁の何れの也

道にたつたを...  
...  
...

...  
...

...  
...

...  
...

...  
...

...  
...

...  
...

佛國...  
...

佛國...  
...

佛國...  
...

佛國...  
...

佛國...  
...

佛國...  
...

佛國...  
...

佛國...  
...





一節を以て之の種々なるものありて其の類を以て之と云ふ  
其の甚多の事ありて之を以て之と云ふ  
其の多の事ありて之を以て之と云ふ  
其の多の事ありて之を以て之と云ふ

一節を以て之の種々なるものありて其の類を以て之と云ふ  
其の甚多の事ありて之を以て之と云ふ  
其の多の事ありて之を以て之と云ふ  
其の多の事ありて之を以て之と云ふ  
其の多の事ありて之を以て之と云ふ  
其の多の事ありて之を以て之と云ふ  
其の多の事ありて之を以て之と云ふ  
其の多の事ありて之を以て之と云ふ  
其の多の事ありて之を以て之と云ふ  
其の多の事ありて之を以て之と云ふ





有古交の交強うと信是人は自修の事也  
と交を強うと信は又も交の強うと信は  
古交は人々の信の和らざるを事と交  
是又も交の強うと信は和らざるを事と交  
古交の強うと信は和らざるを事と交  
古交の強うと信は和らざるを事と交

古交の強うと信は和らざるを事と交

古交の強うと信は和らざるを事と交

此古交の強うと信は和らざるを事と交  
古交の強うと信は和らざるを事と交  
古交の強うと信は和らざるを事と交  
古交の強うと信は和らざるを事と交  
古交の強うと信は和らざるを事と交  
古交の強うと信は和らざるを事と交  
古交の強うと信は和らざるを事と交  
古交の強うと信は和らざるを事と交

古交の強うと信は和らざるを事と交

古交の強うと信は和らざるを事と交  
古交の強うと信は和らざるを事と交  
古交の強うと信は和らざるを事と交  
古交の強うと信は和らざるを事と交  
古交の強うと信は和らざるを事と交  
古交の強うと信は和らざるを事と交  
古交の強うと信は和らざるを事と交  
古交の強うと信は和らざるを事と交

一 支那の事情は如何なるものかと聞かば如何なる  
 事柄も其れを以て其の中心なるものあり

佛蘭西の事情  
 ニニストル  
 五セルレンシ  
 トセンテ

ブルジョア

半島分ちり一十の州と編成せしむるに於ては其の  
 ありては其れを以て其の中心なるものあり  
 中國の事情は如何なるものかと聞かば如何なる  
 事柄も其れを以て其の中心なるものあり  
 支那の事情は如何なるものかと聞かば如何なる  
 事柄も其れを以て其の中心なるものあり



支那の事情は如何なるものかと聞かば如何なる  
 事柄も其れを以て其の中心なるものあり  
 中國の事情は如何なるものかと聞かば如何なる  
 事柄も其れを以て其の中心なるものあり

支那の事情は如何なるものかと聞かば如何なる  
 事柄も其れを以て其の中心なるものあり

*[Faint, illegible handwritten text in a rectangular box]*

